

別表十二（一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する内国法人が措置法第55条《海外投資等損失準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「(6)の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額 7」の欄は、「特定法人の名称等 1」の法人が措置法第55条第 2 項第 5 号に規定する特殊投資法人である場合には、措置法令第32条の 2 第19項及び第20項《海外投資等損失準備金》の規定により計算した金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 3 「同上の $\frac{20又は50}{100}$ 相当額 8」の欄は、「(6)の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額 7」の金額に係る特定株式等（措置法第55条第 2 項第 6 号に規定する特定株式等をいいます。以下 3 において同じです。）が同条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる法人の特定株式等である場合には「又は50」を消し、その金額に係る特定株式等が同項第 3 号又は第 4 号に掲げる法人の特定株式等である場合には「20又は」を消します。